

○国立大学法人埼玉大学における障がい学生サポーターに関する要項

〔令和6年8月23日
障がい学生支援室
会議 制定〕

(趣旨)

第1 この要項は、国立大学法人埼玉大学教育機構障がい学生支援室規程第4条第2号で定める業務のうち障がい学生に対する支援計画の実施及び第5号で定める障がい学生に対する支援業務を行う者の養成計画等の実施並びに確保を行うため、在学生による障がい学生サポーター（以下「サポーター」という。）に関し、必要な事項を定める。

(支援内容)

第2 サポーターは、次の各号に掲げる支援を行う。

- (1) 文字通訳（ノートテイク、パソコンノートテイク）
- (2) 動画資料の文字起こし、字幕付与
- (3) テキストデータ化（視覚障がい支援）
- (4) 移動支援
- (5) その他教育機構障がい学生支援室長が必要と認めたもの

(資格)

第3 サポーターになることができる者は、本学の学部または大学院研究科に在学する学生とする。

(募集)

第4 サポーターの募集は、教育機構障がい学生支援室（以下「障がい学生支援室」という。）が行う。

(講習)

第5 障がい学生支援室は、サポーターに応募のあった者に対し、第2の支援に必要な専門性に応じた講習を実施する。

(サポーター名簿)

第6 障がい学生支援室は、第5の講習を受講した学生をサポーター名簿に登録し、その有効期限は当該学生の在籍期間の末日までとする。ただし、当該学生から辞退の申し出があった場合はこの限りでない。

(保険)

第7 サポーターは、支援中に生じる万が一の事故に備えて、原則として学研災付帯賠償責任保険に加入しなければならない。

(派遣)

第8 障がい学生支援室は、障がい学生が第2の各号に定める支援を希望し、かつ、その必要性が認められた場合、サポーターを派遣する。

(謝金)

第9 障がい学生支援室は、第2の各号で定める支援を行ったサポーターに対して、次のとおり謝金を支給する。

- (1) 文字通訳（ノートテイク、パソコンノートテイク）については、埼玉大学謝金基準

単価（チューター謝金）を適用する。

なお、休講もしくは障がい学生が欠席となった場合、原則として、謝金は支給しない。

(2) 文字通訳以外の支援については、埼玉大学謝金基準単価（研究補助・資料整理等謝金①（一般））を適用する。

（活動証明書）

第10 障がい学生支援室は、サポーターとして第2の各号に定める支援を合計45時間以上行った者から希望があったときは、活動証明書（別紙様式1）を発行する。

（その他）

第11 この要項に定めるもののほか、サポーターに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要項は、令和6年8月23日から施行する。

埼玉大学障がい学生サポーター活動証明書

年 月 日

様

国立大学法人埼玉大学
教育機構障がい学生支援室長

署 名

あなたは、埼玉大学障がい学生サポーターとして、下記のとおり、
活動を行ったことを証明します。

この経験を生かし、今後もご活躍を期待しております。

記

1. 活動期間 年 月 日 ~ 年 月 日

2. 活動時間

3. 活動内容

- ・パソコンノートテイク
- ・ノートテイク
- ・動画資料の文字起こし、字幕付与
- ・テキストデータ化（視覚障がい支援）
- ・移動支援
- ・

以上